千早赤阪村暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

平成25年12月1日から千早赤阪村暴力団排除条例が施行します。これに伴い、千早赤阪村契約関係暴力団排除措置要綱を制定し、同日以降は、公共工事等からの暴力団の排除に関する措置として、公共工事等の受注に際し、千早赤阪村と契約を締結する契約相手方(元請負人)及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。

記

1 対象

本村が発注する建設工事、業務委託、物品購入その他役務の提供、財産の売払い等に係る契約金額が500万円以上の契約相手方(元請負人)及び下請負人等(施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。)

※ただし、村長が必要と認めた場合は、500万円未満の契約金額であっても、誓約書を提出していただく場合があります。

2 誓約書様式 元請用(別紙1)・下請用(別紙2)

3 提出期限

(1) 本村との契約相手方(元請負人の方)

条件付一般競争入札については入札参加申込時に、指名競争入札及び随意契約については契約締結時に当該契約締結を行う部署へ契約書とともに提出してください。

(2) 下請負人等の方

下請負契約等を締結した時に、元請負人を通じて工事(業務)担当課へ提出してください。下請負人が資材等の納入業者の場合は、契約を締結する際に、元請負人を通じて工事(業務)担当課へ提出してください。

- 4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置
 - (1) 契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除し、違約金を徴収します。
 - (2) 本村の入札参加資格を有する契約相手方(元請負人)及び下請負人等は、一定期間(2 年又は1年+改善されるまで)、入札等参加除外措置を行い公表します。
 - (3) 本村の入札参加資格を有しない下請負人等の場合は、一定期間(2年又は1年)、商号等必要な事項を公表します。
- 5 誓約書を提出しない場合に対する措置
 - (1) 契約相手方が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しません。
 - (2) 本村の入札参加資格を有する契約相手方(元請負人)又は下請負人等の場合は、千早赤阪村建設工事等指名停止要綱に基づく措置(3カ月間の指名停止)を行います。
- 6 誓約違反の措置を適用する範囲
 - (1) 誓約書の内容に違反した事実が契約期間中に発生した場合(改善された事実があっても措置を行います。)
 - (2) 誓約書の内容に違反した事実が契約締結前に発生していた場合(ただし、契約締結までに改善された場合は措置を行いません。)
- 7 施行日 平成25年12月1日